

別記（第17条第1項関係）

1 品種類似性試験の手数料

（1）特性比較

試験実施機関	1 報告書当たりの基本手数料	備 考
種苗管理センター	45,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1つの比較品種につき1通の報告書を作成する。</li> <li>・ 1つの比較品種と1つの登録品種等を比較する報告書の場合は基本手数料で実施する。</li> <li>・ 1報告書に対し1つの登録品種が増えるにつき基本手数料の額の50%を加算する。</li> </ul>
関係行政機関、学校等	関係行政機関、学校等における特性比較の実施に要する額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依頼ごとに特性比較の実施に要する額を手数料額として算出する。</li> </ul>

（2）比較栽培

試験実施機関	1 報告書当たりの基本手数料	備 考
種苗管理センター	93,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1つの比較品種につき1通の報告書を作成する。</li> <li>・ 1つの比較品種と1つの登録品種等を比較する報告書の場合は基本手数料で実施する。</li> <li>・ 1報告書に対し1つの登録品種等が増えるにつき基本手数料の額の50%を加算する。</li> <li>・ 種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）別表第3の2の年数が3年以上の区分に属する植物種の品種については、同表の年数を上限として、栽培期間が1年を経過する毎に基本手数料を徴収する。</li> <li>・ 栽培期間とは、は種、定植、挿し木等の実質的な栽培管理を開始した日から特性調査終了日までの期間をいう。</li> </ul>
関係行政機関、学校等	関係行政機関、学校等における比較栽培の実施に要する額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依頼ごとに比較栽培の実施に要する額を手数料額として算出する。</li> </ul>

（3）DNA分析

試験実施機関	1 報告書当たりの基本手数料	備 考
種苗管理センター	34,980円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1つの比較品種につき1通の報告書を作成する。</li> <li>・ 1つの比較品種と1つの登録品種等を比較する報告書の場合の手数料である。</li> <li>・ 1回当たりの試験の分析試料数は、比較品種10試料以下、登録品種等1試料以下とする。</li> </ul>
関係行政機関、学校等	関係行政機関、学校等におけるDNA分析の実施に要する額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依頼ごとにDNA分析の実施に要する額を手数料額として算出する。</li> </ul>

2 侵害状況記録の作成の手数料

	手数料	備 考
侵害状況記録書	14,040円	原則として、1日又は1事件当たりとする。

3 寄託の手数料

寄託の内容	保管方法	寄託手数料 (1年間当たり)	備 考
種子・球根・種菌	冷蔵	2,990円	種菌の依頼1件当たりの寄託数量は、試験管10本以下とする。
苗・球根・切花	栽培	13,720円	
収穫物・加工品	冷凍・冷蔵・常温	2,990円	
DNA	冷凍	2,990円	

4 寄託物の管理の立会いの手数料

7,380円(1日当たり)

5 寄託物の記録の作成の手数料

3,850円(寄託物1件当たり)

6 種苗の生産の手数料

14,820円(1品種当たり)

7 DNAの寄託における抽出手数料

10,600円(1品種当たり)

8 品種類似性試験結果報告書、侵害状況記録書及び寄託物の記録書の複本の手数料

1,100円/部

注：(1) 上記1～8の手数料は、消費税相当額を含む金額である。

(2) 上記1～8の手数料には、振込手数料を含まない。

(3) 上記1～8の手数料には、試料の採取及び現地調査に要する職員の旅費相当額は含まない。